

児童及び生徒の安全対策検討結果報告書

令和6年3月

児童及び生徒の安全対策検討プロジェクトチーム

目次

1 はじめに	1
2 検討結果.....	1
3 防犯カメラの設置	2
(1)協議経過.....	2
(2)設置にあたっての課題及び対応.....	2
(3)設置の考え方.....	3
(4)今後の設置	4
4 その他の再発防止策の検討結果.....	6
(1)緊急通報装置の設置.....	6
(2)校内巡回者の配置	7
(3)補助員の配置	7
(4)教職員へのボディカメラ装着.....	8
(5)各教室の壁、ドア等を視認性の高いものに変更.....	8
5 検討経過.....	9
(1)児童及び生徒の安全対策検討プロジェクトチーム名簿	9
(2)検討経過	9

1 はじめに

令和5年6月27日開催の稲城市総合教育会議において、稲城市立学校教職員におけるわいせつ行為（国家賠償請求事件（令和2年（ワ）第484号及び令和3年（ワ）第671号））について、再発防止の対応を協議した。その結果、原告保護者から要望のあった防犯カメラの設置を含めた、わいせつ行為から児童及び生徒を守ることを目的とした実効性のある再発防止策及び客観的証拠保存策を、学校にも参加してもらい検討するよう指示があった。

総合教育会議における指示を受け、令和5年8月に、教育委員会事務局及び学校管理職で構成する「児童及び生徒の安全対策検討プロジェクトチーム」を発足し、再発防止策等の検討を行ってきた。

2 検討結果

「児童及び生徒の安全対策検討プロジェクトチーム」では計5回の協議を経て、学校教職員による、わいせつ行為を含む児童生徒性暴力等（「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」第2条第3項^{※1}に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。）から児童及び生徒を守ることを目的とした実効性のある再発防止策及び客観的証拠保存策として、次の方策が有効であると結論に至った。

再発防止策：日常的に教育活動を行う教室への防犯カメラの設置

※1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 ……（略）

2 ……（略）

3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 児童生徒等に性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十七条第一項に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。

二 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（前号に掲げるものを除く。）。

三 刑法第百八十二条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。

四 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなもの（前三号に掲げるものを除く。）をすること又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（前三号に掲げるものを除く。）。

イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第二条第三項第三号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。

ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

五 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（前各号に掲げるものを除く。）
4～6 ……（略）

3 防犯カメラの設置

実効性のある再発防止策及び客観的証拠保存策として、「日常的に教育活動を行う教室への防犯カメラの設置」が有効であるとの結論に至るまでの協議内容については、以下のとおりである。

(1)協議経過

原告保護者から要望のあった教室内への防犯カメラの設置については、事案発生時の客観的証拠保存を確実に行うことができ、児童生徒性暴力等の未然防止に効果があるものと考えた。

また、防犯カメラの設置場所について、チーム内で以下のとおり意見があった。

- ・普通教室内への防犯カメラの設置だけでは、学校内すべての場所を撮影することができず死角が生じ、設置効果が低下する恐れがある。
- ・学校内すべての場所を撮影するには、無尽蔵に防犯カメラを設置することとなり、膨大な予算措置が必要となる等、現実的ではない。
- ・学校内すべての教室・部屋への入退室の状況を撮影することができる廊下に設置することにより、児童生徒性暴力等を目的とした教室・部屋への入退室を躊躇させることができるが、客観的証拠保存を行うことはできない。

以上の意見を踏まえた結果、再発防止かつ事案発生時の客観的証拠保存を確実にを行うため、児童、生徒及び教職員が活動し、出入りが多い「日常的に教育活動を行う教室」に防犯カメラを設置することとの結論に至った。

(2)設置にあたっての課題及び対応

①児童、生徒及び教員のプライバシーについて

教室内に防犯カメラを設置することは、授業時間、休み時間等の状況も常時撮影されることとなることから、プライバシーの制約を受けることとなる。

しかしながら、「個人情報の保護に関する法律」^{※2}によると、「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定した個人情報は、利用目的の中で、個人情報を自ら利用し、又は提供できる」こととなっていることから、防犯カメラの映像については、児童生徒性暴力等に厳格に限定して取り扱うこととし、法律上の問題がないことを確認した。

また、映像については、常時閲覧できる状態としておくのではなく、通常はモニタを切断する等とし、事案が発生した場合のみ閲覧できるシステムとし、プライバシーの確保に努める。

なお、本法律の適用については、稲城市個人情報保護運営審議会、国の個人情報保護委員会に諮問すべき事項ではなく、市が法適用に関して判断すべき事項となる。

※2 個人情報の保護に関する法律（抄）

（個人情報の保有の制限等）

第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号並びに第4節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用及び提供の制限）

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2～4 ……（略）

②児童、生徒及び教員への影響について

防犯カメラを設置することによる、児童及び生徒への心理的影響、また、教員への授業等教育活動への影響については、これまで事例がないことから不明である。

しかしながら、防犯カメラの設置目的やカメラ映像は、その事案が発生した場合のみ閲覧することを、対象者に丁寧に説明を行い、理解を求めていくこととする。

(3)設置の考え方

①設置目的

児童及び生徒等の安全確保を目的とする。

②法的根拠

「個人情報の保護に関する法律」の規定に基づく。

③利用範囲

次の事項に限定し、生徒指導^{※3}を目的とした利用は行わない。

ア 児童生徒性暴力等が発生した場合の調査

イ 外部侵入が発生した場合の調査

ウ 身体への重大な被害が発生した場合の調査

※3 「生徒指導提要」（文部科学省）（抄）における「生徒指導」の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導提要に記載される「個別の課題に対する生徒指導」事項

「いじめ」 「暴力行為」 「少年非行」 「児童虐待」 「自殺」 「中途退学」

「不登校」 「インターネット・携帯電話に関わる問題」 「性に関する課題」

「多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導」

④設置範囲

日常的に教育活動を行う教室へ防犯カメラを設置する。

⑤設置方法

- ・ネットワークタイプの防犯カメラとする。
- ・平時に防犯カメラ映像を確認することができないように、モニタ等は常時切断した状態とする。
- ・映像保存は個別の防犯カメラで行わず、1か所に設置する媒体で保存し、管理を厳重に行う。

⑥映像記録時間

1か月程度とする。

※「稲城市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」では、1週間程度であるが、例外規定を適用して1か月程度とする。

⑦映像閲覧者

「稲城市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」に基づき、稲城市職員及び市立学校職員（管理職及び主幹教諭）に限定し、③の調査の場合のみ閲覧することができる。

※利用範囲内の目的で保護者から閲覧要望があっても閲覧はさせない。

⑧映像提供先

「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、警察から捜査事項照会等があった場合は映像の提供を行う。

(4)今後の設置

稲城第六小学校に試行的に防犯カメラを設置し、設置効果、教育活動及び学校運営への影響、課題等について検証することとする。

参考 防犯カメラの仕様及び概算費用

①設置台数 稲城第六小学校 21台（1階4台 2階7台 3階10台）

※日常的に教育活動を行う教室に設置

普通教室12	図書室1	理科室1	音楽室2	図工室1
家庭科室1	少人数指導室1	特別支援教室1	ランチルーム1	

②仕様

防犯カメラについては、ネットワークタイプ^{※4}と、SDカードタイプ^{※5}があるが、盗難リスクの少ないネットワークタイプを選択する。

※4 ネットワークタイプ

防犯カメラがネットワークで接続され、1台のレコーダー及びモニタで映像が保存される。

(メリット)

- ・カメラに記録媒体が格納されていないため、映像の盗難リスクが少ない。
- ・カメラの稼働状況が1台のモニタで確認できる。
- ・映像の確認、取り出しを、1台のレコーダー上で行うことができる。

(デメリット)

- ・カメラの不具合等により交換する際には、ネットワークに対応したカメラに限ることとなる。

※5 SDカードタイプ

各防犯カメラのSDカードに映像が保存されるため、映像の確認は、SDカードを取り出す、又はWi-Fiに接続し行う。

(メリット)

- ・カメラの不具合等があった際には、設置カメラの種類に捉われず、他社のカメラでも交換することができる。

(デメリット)

- ・カメラの稼働状況は、1台ごとに目視で行う必要がある。

③概算費用

(単位：台・円)

	台数	単価	計
カメラ	21	32,500	682,500
ハブ (16ポート)	1	120,000	120,000
ハブ (8ポート)	2	70,000	140,000
レコーダー (10TB)	1	400,000	400,000
液晶モニタ (21.5インチ)	1	31,000	31,000
設置費		2,320,000	2,320,000
小計		3,693,500	
消費税		369,350	
合計		4,062,850	

※設置費は学校の状況によるため概算額とする。

※モニタは常時接続せず、別室保管する。

4 その他の再発防止策の検討結果

以下の方策について再発防止策として検討を行ったが、概算費用、効果等について総合的に判断した結果、実効性のある再発防止策として選択するには至らなかった。

(1) 緊急通報装置の設置

① 検討内容

児童及び生徒が身に危険を感じた際に、ボタンを押すだけで職員室に通報できる仕組みを他の自治体で導入している事例がある。

防犯カメラの補完的役割として、日常的に児童及び生徒が出入りする教室・部屋及び職員室に緊急通報付インターホンを設置することで、児童及び生徒の安全確保に効果があるとともに、児童生徒性暴力等への抑止力にもつながると考えた。

参考：緊急通報付インターホン（TOA株製）

教室・部屋及び職員室に設置されるインターホンの緊急通報ボタン（赤ボタン）を押すことにより、職員室のインターホンが、通報場所の表示が出るとともに、通報があったことを音により知らせる。



② 検討結果

児童生徒性暴力等に児童及び生徒が直面した場合、その状況下で緊急通報装置を作動させることができる可能性は低く、抑止力への効果は限定的であると考えた。

参考

概算費用	例	稲城第六小学校（45台）	7,130,420円（初年度のみ）
		稲城第二中学校（54台）	8,162,550円（初年度のみ）
通報装置（職員室）		142,500円×1台×1.1	=156,750円
通報装置（教室・部屋）		60,300円×44～53台×1.1	=2,918,520円～3,515,490円
ハブ		155,300円×5～7台×1.1	=854,150円～1,195,810円
設置費		2,910,000～2,995,000円×1.1	=3,201,000～3,294,500円

(2)校内巡回者の配置

①検討内容

校内巡回者による見回りは、死角の問題が生じないこと、また人が少なくなる放課後から中学校の部活動終了後までの時間帯が効果的であると考えた。

②検討結果

市立中学校6校に、午後3時30分から午後7時までの間、校内巡回者を配置した場合、毎年約540万円の経費が発生する。概算費用に対して抑止力への効果は限定的であるとの結論に至った。

参考

概算費用	5,403,460円/年（継続して発生）
小学校	なし。
中学校	午後3時30分～午後7時（3時間30分） @1,158円×年間202日×3.5H×1人×1.1×6校=5,403,460円 ※シルバー人材センター職員の配置を想定 ※土日、祝日、夏季、冬季及び春季休業日は除く。

(3)補助員の配置

①検討内容

小学校の各クラスに補助員を配置することにより、担任が1人で児童と接することを防止することができる。

②検討結果

教職員と補助員が、全時間帯で一緒に動くことは現実的には不可能であり、必ず教職員が1人になる時間帯が発生する。また、日常的な業務も担うため、見守りができない時間帯が発生する恐れがあるといった課題もある。

また、小学校全校に午前8時30分から午後3時30分までの間、クラス担任に補助員を配置した場合、年間約3億1,000万円の経費が発生する。

課題及び経費の面から、現実的に導入は難しいとの結論に至った。

参考

概算費用	：約309,877,676円/年（継続して発生）
小学校	午前8時30分～午後3時30分（7時間） @1,113円×年間202日×7H×179クラス×1.1=309,877,676円 ※第2種会計年度任用職員の配置を想定 ※年間202日は、土日、祝日、夏季、冬季及び春季休業日を除いた日数

(4)教職員へのボディカメラ装着

①検討内容

教職員にボディカメラを装着することにより、児童及び生徒への対応を行う際の行動記録がすべて撮影することができ、抑止力への効果が高いものと考えた。

②検討結果

教職員にボディカメラを装着すること自体が、人権上の配慮から装着が適切ではない。また、トイレ等に行く場合、着替えを行う場合には、同様の配慮から教職員自身がカメラ操作を行い、停止することができる必要性がある。教職員自身が撮影を止めることができるため、抑止力への効果は低いとの結論に至った。

参考

概算費用：約 2,390,000 円～9,560,000 円（初年度のみ）

教員数 478 人×@5,000 円～20,000 円/台=2,390,000 円～9,560,000 円

(5)各教室の壁、ドア等を視認性の高いものに変更

①検討内容

各教室の壁、ドア等を視認性の高いものに変更し、密室の状況をなくすことで、児童生徒性暴力等への抑止力への効果は高いと考えた。

②検討結果

密室の状況をなくすことについては一定の効果はあると考えるが、改修に多額の費用を要することから、すぐには実現可能な方策ではない。このため、今後の施設改修等の際に、視認性の高い教室の設えとすることを検討することとした。

参考

○教室の壁を透明なものに変更

概算費用：2,434,500,000 円（初年度のみ）

541 部屋×3,000,000 円×1.5（工賃・処分費）=2,434,500,000 円

○各教室のドアを透明なものに変更

概算費用：811,500,000 円（初年度のみ）

541 部屋×2 か所×500,000 円×1.5（工賃・処分費）=811,500,000 円

このほか、教科担任制・複数担任制（チーム制）を令和6年度から小学校において取り組むことが予定されており、クラス担任以外の複数の教職員が児童に関わることから、抑止力への効果が期待できる。

5 検討経過

(1) 児童及び生徒の安全対策検討プロジェクトチーム名簿

リーダー	教育部長	佐藤 知子
サブリーダー	教育指導担当部長	岸 知聡
メンバー	教育総務課長	長崎 健
メンバー	指導課長	高橋 達也
メンバー	稲城市公立小学校長会会長 (稲城第六小学校長)	加藤 正人
メンバー	稲城市公立中学校校長会会長 (稲城第二中学校長)	杉本 ひとみ

(2) 検討経過

日付	内容
第1回 令和5年10月4日	1 プロジェクトチームの概要 2 これまでの経過 3 実効性のある再発防止策の検討
第2回 令和5年10月30日	1 実効性のある再発防止策の各学校の状況 (1) 小学校 (2) 中学校 2 実効性のある再発防止策の事務局案の検討
第3回 令和5年12月14日	1 児童及び生徒の安全対策方策に係る報告書(案)について
第4回 令和6年2月8日	1 児童及び生徒の安全対策検討結果報告書(案)について
第5回 令和6年3月6日	1 児童及び生徒の安全対策検討結果報告書(案)について